

令和4年度 東京都立北特別支援学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえる。
- (2) 児童・生徒の尊厳が守られ、児童・生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努める。
- (3) すべての教職員がいじめ防止に取り組む。
- (4) 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができるように努める。
- (5) 授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

「いじめの防止等のための基本的な方針」

平成25年10月11日 文部科学大臣決定より

2 学校及び教職員の責務

東京都立北特別支援学校（以下、本校と略す）及び本校の教職員は、基本理念の通り、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、本校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが重要である。また、必要に応じて心理や福祉、医師など外部専門家等が対応することが必要であり、学校が計画的にいじめ問題を中核となって取り組む責務を担うことを目的に設置する。

イ 所掌事項

- 学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめ相談・通報の窓口
- いじめに関する情報の収集と記録、共有化
- いじめ情報により、迅速な情報の共有と事実関係の聴取、指導・支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等組織的な対応の中核

ウ 会議

○年6回の実施

第1回	4月	当該年度の基本方針、年間計画の確認
第2回	8月	情報検証結果の確認等情報の共有及び計画進行の確認
第3回	9月	基本方針、年間計画の確認 2学期の取組計画の確認及び夏季休業中の情報の共有
第4回	11月	アンケート結果の確認、情報共有及び計画進行の検証
第5回	1月	当該年度の計画の評価及び改善案策定
第6回	3月	次年度委員会活動計画の策定

エ 委員構成

学校長
担当副校長
各学部主任（主幹教諭、主任教諭）
生活指導主任（主幹教諭）
生活指導部担当者（主任教諭、教諭）
養護教諭（主任養護教諭）
特別支援教育コーディネーター

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校内の組織的な対応だけでなく、臨床心理士、医師、福祉関係者等からの助言や情報を求め、学校いじめ対策委員会の活動の維持・推進を図ることを目的として設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止対策年間計画の検証、助言
- 情報の収集と検証に対する助言
- 外部連携に関する情報の収集

ウ 会議

年間2回 他、必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長
副校長
各学部主任（主幹教諭、主任教諭）
生活指導主任（主幹教諭）
生活指導部担当者（主任教諭、教諭）
養護教諭（主任養護教諭）
特別支援教育コーディネーター
学校医（小児科・精神科） P T A会長
他、必要に応じて心理の専門家を招集する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 教職員のいじめに対する共通理解の徹底

日常的にいじめの問題に触れることは大切であり、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識をもてるように情報を共有し、校内研修年2回、職員会議年3回を使って周知を図っていく。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動を通じた道徳教育、人権教育の充実の計画的な取組みと体験的活動を通して、社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、児童・生徒が他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれなかったための指導上の注意

教職員の不適切な認識や言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方について細心の注意を払う。また、障害についても適切な理解と指導の下、児童・生徒にあたる必要がある。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

社会性とともに自己有用感・自己肯定感を学校の教育活動全体を通して、様々な体験の機会から感じ取り、高める。

オ 児童・生徒自らがいじめについて学び、取り組む姿勢を育む

児童・生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかを確認しながら、教職員は陰で支える役割に徹するように心がける。

(2) 早期発見のための取組

ア 学期1回の保護者面談（三者面談または個人面談）の実施。

学校生活で気が付いたことや不安なことを聞き取る。

イ 気軽に相談できる相談窓口（副校長）の設置とともに、保健室や教育相談、コーディネーターの活用とともに電話相談の周知をはかる。

ウ 身体的状況をこまめに確認することによる安全状態の確認をする。

(3) 早期対応のための取組

ア 発見や通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まずに組織対応を意識して対応する。

イ いじめに関する通報を受けたり発見したりした時、当該委員会に報告し、一人で抱え込まずに組織として学校全体で取り組む。

ウ 本人及び保護者への支援を、自尊感情を高めるように配慮し、個人情報等の取り扱いには十分に注意する。

(4) 重大事態への対処

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が報告された場合には、事実の確認と聴衆を即座に行う。
- イ 児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には即座に、当該委員会を招集し、適正な対応をする。
- ウ 重大事態については、教育委員会を通じて都知事に報告する。
- エ 重大事態に関する調査を実施し、同種の事態の発生の防止に努める。

5 教職員研修計画

- (1) 各学期1回、年間3回の研修を実施する。
いじめに関する基本的知識、組織の役割、教員の役割等
- (2) 夏季研修等の報告会を兼ねた事例研究 年1回

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便り及び学年便り、学習グループ通信を発行し、児童・生徒の学校における様子を保護者に周知するとともに、各学期に個別面談、家庭訪問もしくは保護者会を開催し、保護者とより密な連携を図る。
- (2) 保護者からの相談に対し適切に対応できるよう、専任の教育支援コーディネーターを置き、外部関係機関との連携も視野に置いた相談体制を構築する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 特別支援教育コーディネーターを窓口とし、児童相談所や各在住区の福祉担当者と定期的な連絡会を設ける。
- (2) 王子警察生活安全課少年係と連携し、教職員の研修活動や地域の情勢について、情報交換を実施する。また、本校児童・生徒にかかわる事象に関して情報の共有を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止に関する取り組みについて、10月学校便りで年間の活動の中間報告をし、保護者及び関係者に対し外部評価を得る。同時に、校内教職員に対し内部評価を実施し、課題及び到達目標の評価を行う。
- (2) 外部評価をもとに、学校経営計画を策定し、課題及び到達目標の設定を行う。